

株式会社KCNなんたん 番組放送基準（抜粋）

◆第十一章 広告の責任◆

1. 広告は真実を伝え、加入者に利益をもたらすものでなければならない。
2. 広告は関係法令などに反したり、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。
3. 広告は放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないよう注意する。

◆第十二章 広告の取り扱い◆

1. 広告の内容は広告主の名称・商品・商品名・商標・標語・企業形態・企業内容とする。
2. 広告は児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする。
3. 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
4. 権利関係や取引の実体が不明確なものは取り扱わない。
5. 契約以外の広告主の広告は取り扱わない。
6. 事実を誇張して、加入者に過大評価させるものは取り扱わない。
7. 広告は例え事実であっても、他を誹謗し、または排斥、中傷してはならない。
8. 製品やサービスなどについて、虚偽の証言や、使用した者の実際の見解ではないもの、証言者の明らかでないものは取り扱わない。
9. 許可・認可を要する業種で、許可・認可のない広告主の広告は取り扱わない。
10. 食品の広告は健康を損なう恐れがあるものや、その内容に虚偽や誇張の恐れのあるものは取り扱わない。
11. 教育施設または教育事業の広告で進学・就職・資格などについて虚偽や誇張の恐れのあるものは取り扱わない。
12. 占い、心霊術、骨相・手相・人相の鑑定、その他迷信を肯定したり、科学を否定したりするものは取り扱わない。
13. 私的な秘密事項の調査を業とするものは取り扱わない。

◆第十三章 広告の表現◆

1. 広告はわかりやすく適正な言葉と文字を用いるようにする。
2. 加入者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。
3. 加入者に不快な感情を与える表現は避ける。

4. 原則として最大級またはこれに類する表現をしてはならない。
5. ニュースで報道された事実を否定してはならない。
6. ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする。
7. 統計・専門用語・文献などを利用して、実際以上に科学的と思わせる恐れのある表現をしてはならない。
8. 医療・医療品・化粧品、金融・不動産の広告については、日本民間放送連盟の放送基準に準ずる。

◆第十四章 その他◆

1. 有線テレビジョン放送法を厳守し、番組内容の向上に努める。